

厚岸町規則第25号

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則

厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 町民課の部自治振興係の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 犯罪被害者等の支援に関すること。

別表第1 環境林務課の部中

環境衛生係	(1) 環境施策の総合的施策の企画、調整及び調査に関すること。 (2) 環境の保全、思想の普及及び啓発に関すること。 (3) 環境の調査、研究及び指導に関すること。 (4) 環境苦情に係る調整、相談等に関すること。 (5) 自然環境の保護（鳥獣保護を除く。）に関すること。 (6) 自然公園の保護に関すること。 (7) 北海道自然環境等保全条例に基づく特定開発行為に関すること。 (8) 特定施設等の届出及び指導に関すること。 (9) 環境審議会に関すること（廃棄物対策に関するものを除く。）。 (10) 環境マネジメントシステムに関すること (11) 墓地及び火葬場に関すること。 (12) 畜犬登録事務に関すること。 (13) 畜犬取締り及び野犬掃とうに関すること。 (14) 特定動物の飼養規制に関すること。 (15) 狩猟鳥獣（北海道から捕獲許可の権限移譲を受けているものに限る。）の駆除に関すること（鳥獣捕獲許可に関するものを除く。）。
-------	---

を

	(16) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）で規定する犬及び猫の引取り並びに負傷動物に関すること。 (17) エキノコックス症媒介動物対策に関すること。 (18) 環境保全基金に関すること。 (19) その他有害動植物、環境対策及び生活衛生に関すること。 (20) 新エネルギーに関すること。 (21) その他課内他係に属さない事務に関すること。
廃棄物対策係	(1) 廃棄物対策に係る総合的施策の企画及び調整に関すること。 (2) 廃棄物処理計画に関すること。 (3) 環境審議会に関すること。（廃棄物対策に関することに限る。） (4) ごみの減量対策に関すること。 (5) リサイクル等の推進に関すること。 (6) 廃棄物の適正処理に関すること。 (7) 不法投棄及び不法焼却の防止に関すること。 (8) 廃棄物の収集運搬に関すること。 (9) 廃棄物処理手数料に関すること。 (10) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (11) 浄化槽に関すること。 (12) 廃棄物の収集運搬委託業者に関すること。 (13) 廃棄物処理施設の運転委託業者に関すること。 (14) その他廃棄物に関すること。

環境政策係	(1) 環境施策の総合的施策の企画、調整及び調査に関すること。 (2) 環境の保全、思想の普及及び啓発に関すること。 (3) 環境の調査、研究及び指導に関すること。 (4) 環境苦情に係る調整、相談等に関すること。 (5) 自然環境の保護（鳥獣保護を除く。）に関すること。 (6) 自然公園の保護に関すること。 (7) 北海道自然環境等保全条例に基づく特定開発行為に関すること。 (8) 特定施設等の届出及び指導に関すること。 (9) 環境審議会に関すること（環境対策に関することに限る。）。 (10) 環境マネジメントシステムに関すること (11) 環境保全基金に関すること。 (12) 新エネルギーに関すること。 (13) その他環境対策に関すること。 (14) その他課内他係に属さない事務に関すること。
-------	--

廃棄物衛生 係	(1) 廃棄物対策に係る総合的施策の企画及び調整に関すること。 (2) 廃棄物処理計画に関すること。 (3) 環境審議会に関すること（環境対策に関するものを除く。）。 (4) ごみの減量対策に関すること。 (5) リサイクル等の推進に関すること。 (6) 廃棄物の適正処理に関すること。 (7) 不法投棄及び不法焼却の防止に関すること。 (8) 廃棄物の収集運搬に関すること。 (9) 廃棄物処理手数料に関すること。 (10) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (11) 浄化槽に関すること。 (12) 廃棄物の収集運搬委託業者に関すること。 (13) 廃棄物処理施設の運転委託業者に関すること。 (14) 墓地及び火葬場に関すること。 (15) 畜犬登録事務事務に関すること。 (16) 畜犬取締り及び野犬掃とうに関すること。 (17) 特定動物の飼養規制に関すること。 (18) 狩猟鳥獣（北海道から捕獲許可の権限移譲を受けているものに限る。）の駆除に関すること（鳥獣捕獲許可に関するものを除く。）。 (19) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）で規定する犬及び猫の引取り並びに負傷動物に関すること。 (20) エキノコックス症媒介動物対策に関すること。 (21) その他廃棄物、有害動植物及び生活衛生に関すること。
--------------------	--

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。